

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
27	健康増進事業の実施に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新居浜市は、健康増進事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

新居浜市長

公表日

令和7年3月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事業の実施に関する事務
②事務の概要	・健康増進法等の規定に基づき、健康教育、健康相談、訪問指導、各種がん検診(胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、乳がん検診、子宮頸がん検診)、肝炎ウイルス検診、骨粗鬆症検診、歯周疾患検診の実施に関する事務を行う。 検診結果の入力・取り込み・照会、検診未受診者の受診勧奨、各種集計・統計を行う。 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表に基づき、情報提供に必要な情報を中間サーバーに格納する。また、他機関が保有する情報について、中間サーバーを介して情報照会を行う。
③システムの名称	健康管理システム、総合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
検診結果情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項及び別表 項番111 2. (番号法)別表の主務省令で定める事務を定める命令 第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<情報提供> ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表の139の項及び第141条(健康増進法関係) <情報照会> ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表の139の項及び第141条(健康増進法関係)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部健康政策課保健センター
②所属長の役職名	保健センター 所長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	792-8585 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号 新居浜市役所総務部総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	792-0811 愛媛県新居浜市庄内町四丁目7番17号 新居浜市役所福祉部健康政策課保健センター
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<input type="checkbox"/> 500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<input type="checkbox"/> 発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者からマイナンバーの提供を受けるように徹底し、健康管理システム照会時には4情報(氏名・住所・生年月日・性別)又は住所を含む3情報による照会を行っています。定期的なプロセスの見直しを行うことにより、リスク軽減を図っています。職員研修を実施することにより特定個人情報の取り扱いの意識向上に努めています。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	ユーザーIDに付与するアクセス権により、特定個人情報ファイルを取扱う情報システムを使用できる者を事務取扱者担当に限定し、ICカードとパスワードによる認証を行っています。事務取扱担当者はユーザーIDとパスワードで識別しています。異動や退職時には迅速に権限の変更・削除を行います。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年5月2日	I 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉部 保健センター	福祉部健康政策課保健センター	事後	
令和5年5月2日	I 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	792-0811 愛媛県新居浜市庄内町四丁目7番17号 新居浜市役所福祉部保健センター	792-0811 愛媛県新居浜市庄内町四丁目7番17号 新居浜市役所福祉部健康政策課保健センター	事後	
令和5年5月2日	II 1. 対象人数	平成27年4月1日時点	令和5年4月14日時点	事後	
令和5年5月2日	II 2. 取扱者数	平成27年4月1日時点	令和5年4月14日時点	事後	
令和7年3月28日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・健康増進法等の規定に基づき、健康増進事業である各種がん検診(胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、乳がん検診、子宮頸がん検診)、肝炎ウイルス検診、骨粗鬆症検診、歯周疾患検診の実施に関する事務を行う。 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を中間サーバーに格納する。また、他機関が保有する情報について、中間サーバーを介して情報照会を行う。	・健康増進法等の規定に基づき、健康教育、健康相談、訪問指導、各種がん検診(胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、乳がん検診、子宮頸がん検診)、肝炎ウイルス検診、骨粗鬆症検診、歯周疾患検診の実施に関する事務を行う。 検診結果の入力・取り込み・照会、検診未受診者の受診勧奨、各種集計・統計を行う。 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表に基づき、情報提供に必要な情報を中間サーバーに格納する。また、他機関が保有する情報について、中間サーバーを介して情報照会を行う。	事後	
令和7年3月28日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム	健康管理システム、総合宛名システム、中間サーバー	事後	
令和7年3月28日	I 2. 特定個人情報ファイル名	健診結果情報ファイル	検診結果情報ファイル	事後	
令和7年3月28日	I 3. 個人番号の利用法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の項第76 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第54条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項及び別表項番111 2. (番号法)別表の主務省令で定める事務を定める命令 第54条	事後	現行の番号法に合わせて修正
令和7年3月28日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号(情報提供)別表第二項番102の2(情報照会)別表第二項番102の2	<情報提供> ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表の139の項及び第141条(健康増進法関係) <情報照会> ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表の139の項及び第141条(健康増進法関係)	事後	現行の番号法に合わせて修正
令和7年3月28日	II 1. 対象人数	令和5年4月14日時点	令和7年1月1日時点	事後	
令和7年3月28日	II 2. 取扱者数	令和5年4月14日時点	令和7年1月1日時点	事後	
令和7年3月28日	IV 8. 人手を介在させる作業	項目なし	項目追加に伴い、当該項目への回答を行った。	事後	様式変更による。
令和7年3月28日	IV 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	項目なし	項目追加に伴い、当該項目への回答を行った。	事後	様式変更による。